平成２４年（フ）第２９４号
埼玉県三郷市新和４丁目321番地３　佐藤コーポ201、旧住所埼玉県三郷市戸ケ崎２丁目429番地１　とくしんハイツ205号
債務者　上江　次夫
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣部　俊介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月２日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第８５号
長崎県大村市今村町482番地６、前住所長崎県大村市今村町482番地４
債務者　松崎　勝博
1　決定年月日時　平成24年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　雄一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月31日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第５４号
福島県喜多方市字桜ガ丘１丁目47番地４
債務者　永井　有紀
1　決定年月日時　平成24年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２４年（フ）第４０号
石川県七尾市石崎町二部３番地２
債務者　佐々木靖世
1　決定年月日時　平成24年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２４年（フ）第４４号
石川県羽咋郡宝達志水町河原サ23番地
債務者　水本　琢磨
1　決定年月日時　平成24年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２４年（フ）第８１号
岡山県津山市近長560番地６
債務者　深田真利子（旧姓猶）
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第１３８号
香川県高松市勅使町1150番地１　市住５―163
債務者　森　　由香
1　決定年月日時　平成24年７月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第４５５号
福岡市東区箱崎５丁目10番14―315号
債務者　新飼　美生
1　決定年月日時　平成24年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５７０号
福岡市西区福重４丁目16番20―401号
債務者　赤瀬　良太
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７７６号
福岡市城南区鳥飼５丁目２番43―704号
債務者　甲斐喜代子（旧姓月見）
1　決定年月日時　平成24年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９５１号
福岡県糟屋郡志免町東公園台１丁目５番10号
債務者　結城　和枝
1　決定年月日時　平成24年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０２１号
福岡県大野城市大城４丁目16番５号武内アパート201号
債務者　橋本　　勝
1　決定年月日時　平成24年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０２２号
福岡県大野城市大城４丁目16番５号武内アパート201号
債務者　橋本　弘子
1　決定年月日時　平成24年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０２３号
福岡市博多区千代４丁目19番８―１号
債務者　石崎　彰一
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０８８号
福岡市東区筥松１丁目10番３―506号
債務者　荒井　美幸（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成24年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１２８号
福岡市西区西の丘２丁目３番１―141号
債務者　手島　幸子
1　決定年月日時　平成24年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１４５号
福岡県福津市西福間１丁目７番８号
債務者　中島　惠子
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部